

会議録

会議の名称	平成 25 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 25 年 11 月 21 日（木曜日）午後 7 時から 8 時
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：金石委員、増田委員、平山委員、村田委員、指田委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、澤田委員、芦野委員 事務局：副市長 池澤、市民部長 宮寺、保険年金課長 石橋、国保給付係長 三城、国保加入係長 阿部、国保徴収係長 清水、国保給付係主査 定留 欠席委員：若松委員、石田委員、新倉委員、田中委員、鎌田委員
議題	1 諮問事項 平成 26 年度国民健康保険料のあり方について 2 平成 24 年度決算報告について 3 その他
会議資料の名称	資料 1 西東京市国保加入者の状況 資料 2 平成 24 年度国民健康保険特別会計決算の概要 資料 3 平成 24 年度決算の分析表（保険料賦課区分別） 参考資料 社会保障制度改革国民会議 報告書（概要）他
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>清水会長： ただいまより第 2 回国民健康保険運営協議会を開きます。 本日の定足数ですけれども、達しているということなので、御報告をさせていただきます。石田委員、新倉委員、田中委員、鎌田委員からは、事前に欠席の御報告を頂戴しております。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長： 会議録の署名委員の御指名をさせていただきます。名簿の順に今回は村田委員と平山委員にお願いしたい。 傍聴の方は。</p> <p>○事務局： いらっしゃいません。</p> <p>清水会長： それでは、途中見えませんでしたら入っていただくことにいたしますので、よろしいでしょうか。</p>	

## 2. 議題

### 議題 1 諮問事項 平成 26 年度国民健康保険料のあり方について

清水会長：

それでは、本日は諮問を受けることになっております。市長は公務のために御欠席ということなので、副市長から頂戴したいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

池澤副市長：

諮問第 2 号

平成 25 年 11 月 21 日

西東京市国民健康保険運営協議会

会長 清水 文子殿

西東京市長 丸山 浩一

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問致します。

記

諮問事項

平成 26 年度国民健康保険料のあり方について

どうぞよろしく願いいたします。

清水会長：

承りました。それでは、副市長からごあいさつを頂戴したいと思います。

池澤副市長：

皆様、こんばんは。西東京市副市長の池澤でございます。

本日は御多忙の中、また夜間の開催ということもございますけれども、国民健康保険運営協議会にお集まりをいただきましてありがとうございます。

本来であれば市長から本日の諮問ということでございますが、あいにく所用によりまして欠席ということでございますので、かわりに私から代読をさせていただきました。今後、慎重審議をよろしく願い申し上げます。

市長からメッセージをお預かりしてまいりましたので御紹介をさせていただきます。

市長からは、皆様に、「よろしく御審議のほどお願いいたします」ということでございます。また、「寒くなる時期でございますので、委員の皆様におかれましては健康にも十分御留意いただきますようお願い申し上げます」とのメッセージをいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私からは、先般第 1 回の運営協議会におきまして御審議いただきました延滞金の関係につきまして、9月の市議会、定例会におきまして可決されました。延滞金につきまして答申をいただきまして本当にありがとうございました。

また、これから御審議をいただく平成 26 年度に向けた国民健康保険につきましては、国保の歳入歳出の見通しにつきまして、国の諸制度が年明け以降明らかになるということで、その時点でまたいろいろ情報提供させていただきたいと思っておりますけれども、ただ 1 つ言えることは、国民健康保険は大変厳しい財政状況でございますので、今後とも持続可能な制度となるよう、それぞれ委員の皆様のお立場から貴重な御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、あわせて国では社会保障制度改革国民会議の中では、保険者が区市町村から都道府県へ移行というような動きもございますので、そういった国の動向も注視をさせていただきまして御審議をいただければと思っております。

最後になりますけれども、先ほど市長が申しあげましたように、これから一段と寒くなりますので、どうぞお体を大切にされて御自愛いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、御多忙の中ではございますけれども、年末から年明け以降にかけまして御審議をよろしくお願い申しあげまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

清水会長：

ありがとうございました。

ただいま保険料のあり方についてということで諮問をいただきました。これから皆さんの御意見を十分伺いながら、きちんとした答申をしたいと思っております。どうぞ御協力、お願いいたします。

(副市長退席)

清水会長：

それでは、議題に移りたいと思います。事務局から補足説明をしていただきますが、大体 9 時を目安にこの会を終わらせておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局：

今回の諮問につきましては、現段階では平成 26 年度の予算について、調整中で、数字が出ていない状況です。本日は、諮問をさせていただいて、その後、平成 24 年度の決算の説明をさせていただきます。来年度の予算につきましては、資料を提示できる状況になってから、審議をしていただきたいと思います。

清水会長：

実際の審議については次回からということですので、今日は資料の御説明をしていただくわけですね。

○事務局：

はい。

清水会長：

では、そのようにしていただこうと思います。

## **議題 2 平成 24 年度決算報告について**

清水会長：

平成 24 年度決算について、お願いします。

○事務局：

まず、平成 24 年度決算状況に先立ちまして、先ほど副市長からもお話がございましたけれども、第 1 回運営協議会で御答申いただきました保険料の延滞金率の改正について御報告申し上げます。

去る 9 月の第 3 回定例会に上程しまして、原案どおり可決いたしました。委員の皆様には、改めて感謝いたしますとともに、御報告を申し上げます。

それでは、平成 24 年度の国民健康保険特別会計の決算状況につきまして、資料に沿って説明させていただきます。

(資料説明)

清水会長

説明をしていただきました。この資料に関する御質問がありましたらどうぞ。いかがでしょうか。

質問ではないのですが、感想で。4 ページの 7 の高額療養費の状況の中で一般被保険者高額療養費の件数が多いのですね。1 万 9,799 件となっています。結構高額医療というのが多いのですね。どういう内容ですか。

○事務局：

お医者さんにかかるときに、3割負担ですとか、あるいは1割負担しますけれども、例えば1,000円の医療を受けたときには、300円を支払って、残りの7割については保険請求という形になるわけですが、御本人が負担する300円、それが一月トータルしまして一定の金額を超える、この一定の金額というのは、非課税であれば3万5,400円、所得がある方については8万100円と、所得のランクによって負担が決まるのですが、それを越えた部分について、お返しをするという制度です。件数は、一定額を越えた部分についてお返しをしている金額ということで、実績です。

退職被保険者のほうが少ないように見えますが、加入者の比率が少なくなっている状況です。金額的に言うと、その基準を越えるところが1件当たりの高額療養費ですが、一般の場合は平均すると、支払った金額を件数で割り込んだ金額が、大体6万円ぐらいという状況になっています。ただ、年間を通してということですので、月当たりはこの12分の1ぐらいという状況になります。

清水会長：

わかりました。ほかにありませんか。

増田委員：

資料3の資料で、1番の総務費とか7番の共同事業拠出金、8番の保健事業費というのは、例えばどういう項目の中身なのでしょうか。

○事務局：

まず総務費ですけれども、わかりやすいのが、我々の人件費などです。それから電算システムを組んでいます、電算システムの改修費など事務的な経費です。総務費は一般会計から繰り入れをすることになっていて、そうしないと、この経費まで保険料に反映させなければいけないということですので、保険料は、あくまでも保険医療にかかる分ですので、それと区分して事務に係る分ということで、総務費に計上しているものです。

増田委員：

それは上の表の9番の繰入金などから持ってくるみたいな考え方に。

○事務局：

決算の概要の3ページに(5)繰入金の状況という表がありますけれども、こちらが繰入金金の合計で、職員給与費等繰入金が2億3,231万2,000円、この職員給与費等繰入金が基本的には総務費に当たってくるという形になります。

それから、共同事業の拠出金ですけれども、共同事業は歳入の7番に共同事業交付金というのがあります、こちらは2つ共同事業というのがあります、まず1つ目が高額医療費共同事業。こちらは高額な医療費に関する給付の発生について国保の財政に与える影響を緩和す

ることを目的とし、1件当たり80万円を超える医療費について、80万円を超える部分の100分の59について交付を受けるというものです。

もう一つが、保険財政共同安定化事業という共同事業がありまして、同様に30万円～80万円までについて100分の59の交付を受けるというものです。この交付を受ける財源は、東京都全体で交付をしなければいけない金額を算出する、それを各市町村がそれぞれ過去の実績に基づいて拠出をしていくという形をとっています。その拠出をしていく部分というのが共同事業の拠出金という部分です。先ほど説明しましたが、都と国から高額共同事業の交付金とありますが、これは、その拠出をする金額を東京都と国が一部補填するということで、それぞれ4分の1ずつ補填をしているという制度です。

もし仮に平均的な保険者がいて、東京都全体で見ても全く平均ということになると、もらう金額も、出す金額も一緒になることとなります。今月は医療費がかかってしまったのだけれども、過去の実績はずっと平均よりも低いという団体は、今月の分については、もらうものは多くなりますが、拠出は過去の実績ですから小さくなっていくというようなことで、これを行うことにより大幅な保険料に反映といいますか、医療費がぐんと伸びているところも、この共同事業の関係である程度緩和されるということをやっています。その出入りのところが、7款共同事業交付金とその原資となります拠出金ということになっています。こちらは実績ということになります。

続きまして保健事業費ですけれども、保健事業費については、わかりやすいのは特定健康診査、こちらが保健事業費で、それと西東京市の場合は保養所の補助、こちらも健康増進事業です。特定健康診査は、都と国から、国の基準で実績の3分の1ずつを交付、補助を受けていますが、保養所、保養施設については市独自の事業で、保険料から支出をしているという構成になっています。

増田委員：

私、国民健康保険に今年から入らせていただいたのですが、今度バリウムを飲む胃の健診、あのお金はどこから出るのですか。

○事務局：

胃健診については、この特別会計ではなく一般会計の事業です。ここは特別会計の中で事業を計上していますが、保健事業費と先ほど申ししたのは、いわゆるメタボに着目した特定健診で、限られたものです。そのほかにも、がん検診とかいろいろな健診を健康課でやっており、バリウムを飲むのもその1つですが、一般会計のほうでお金を出しているものです。

増田委員：

では、国民健康保険に入っているか何かという問題ではなくて、市のお金の一般会計のほうで負担しているということですね。

○事務局：

はい。

清水会長：

ほかに、いかがですか。

議題 2 については皆さん御質問がないようですので、これをもとに決算が出て、次回は審議をとということですね。

○事務局：

こちらは今年の決算の 24 年度、前年度の決算の状況です。今後、25 年度の決算見込みをなるべく直近のものを作り、医療費がどのぐらい伸びているかなど、26 年度の予測をします。26 年度の予測をしたときに、現行の保険料率で賄えるかどうかをやらせていただきます。先ほども副市長からお話が出ましたが、国保の場合は歳出を賄う歳入が必要だということで、歳出を賄うために保険料の設定をさせていただいています。歳出の部分というのが、国から通知が来ないとわからないということです。

先ほど資料 3、まず歳入では前期高齢者交付金というものがあり、65 歳～74 歳までの前期高齢者の方の負担を、各保険者間で調整をしようという制度ですが、金額を見ていただきますと、決算額で 39 億円と、約 40 億円の収入がありました。

それから歳出では、後期高齢者支援金、こちらは 75 歳以上の後期高齢者の医療費を賄うために各保険者が拠出をします。後期高齢者については、全体の半分については国と都が負担する、残りの半分のうち 10 パーセント相当について御本人たちが保険料負担をする。その残りの部分については若年層の各保険者が後期高齢者支援金という形で年代を超えて負担を分かち合うという制度ですが、去年は 26 億円という数字でした。

もう一つが介護納付金。介護保険料を賄うために国保の場合は 40 歳～65 歳までの方に被保険者に 1 人当たり幾らという形で来るものです。国のほうで来年度の見込みが介護に総額でどのくらいかかるかというところで、現在、医療保険者に負担されるのが 29%ですが、その 29 パーセントに相当する金額を日本全国の 40 歳～65 歳の人数で割り込んだ数字で請求が来るというものです。

それらの 3 つの数字というのは国の予算と絡んでいまして、総額がわからないと 1 人幾らかがわからない状況です。この辺が出てこない、入るものが 40 億円、出ていくものが、後期高齢者が約 30 億円で介護は約 10 億円ということですので、40 億円の歳入と 40 億円の歳出がまだ未確定という状況になります。この辺がちょっと違うだけで 1 億、2 億ずれるということですので、1 億足りないのか 2 億足りないのか、あるいは足りているのかというのができないということです。こちらは大体年明けに、国の予算が決まるのに伴い、速報値 ― 確定値ではなく、大体こういう金額になるというものが来ますので、それをもとにして歳出の総額を算定する。あるいは、入ってくる前期高齢者交付金、どのぐらい収入が

見込めるといふものを見た上で保険料がどうだということをやりますので、今の段階ではそこが未確定ということです。

### 議題3 その他

清水会長：

今の御説明の延長なのですけれども、3番のその他に行かせていただこうと思うのですが、その数字が出ないことには審議しようがないということなので、次回の会議の日程について御説明をしていただこうと思います。お願いします。

○事務局：

その前に、恐れ入ります、別に配っている参考資料というのがありますので、会議日程に行く前に参考資料の説明をさせていただきます。

清水会長：

ではお願いいたします。

○事務局：

それから、今ほどの説明でつけ加えさせていただきますけれども、現在医療費のほう、支出の平成25年度の医療給付費等は、昨年4パーセント以上伸びると見ていたのですけれども、現在のところそこまで伸びていない状況ですので、一応御報告申し上げます。

(資料説明)

清水会長：

もし御質問があれば。私は、この報告書を読んでもわからないというところですよ。よろしいですか。では、日程をお願いします。

(日程調整)

清水会長：

今、事務局の案として10日、24日、28日ということを出していただきましたけれども、いかがでしょうか。事務局案でよろしいですか。

はい、大体いいみたいです。それではまた御連絡は頂戴いたしますね。

○事務局：

はい。

清水会長：

ということで、次回は1月10日ということになります。きょうはちょっと早くてありが



たいのですが、勉強会、引き続きの方がいらっしゃって大変だったかと思しますので、早いのですけれどもここで締めたいと思います。長時間ありがとうございました。

部長さん、御挨拶どうぞ。

事務局：

先ほども副市長からありましたけれども、国民健康保険、保険料の関係はもとより、今後予定されております国保の広域化の関係、一般財源の繰出金の関係、それから、また新たに基金というのも持っておりますので、その辺も含めまして今後御審議をよろしく願いたいと思います。年明けにはある程度の国の係数等も出てくると思いますので、今後とも御審議をよろしく願いたいと思います。

### 3. 閉会

清水会長：

それでは、ありがとうございました。閉会します。

午後 8 時 00 分 閉会